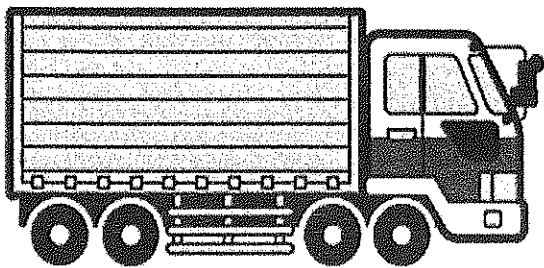


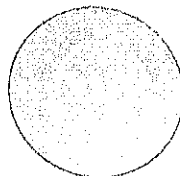
運行記録計の装着義務付け 対象が拡大されました

改正内容

一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車のうち、運行記録計による記録及び当該記録の保存を行うことを義務付ける対象を「車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車」から「車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車」に拡大します。



デジタル式



アナログ式



・今までは
車両総重量8トン以上
又は最大積載量5トン以上

運行記録計義務
付け対象拡大

・改正後
車両総重量7トン以上
又は最大積載量4トン以上

義務付けとなるスケジュール

- 平成27年4月1日以降に新車として購入し、新規登録を受ける車両は、平成27年4月1日から
- その他の車両は、平成29年4月1日から



滋賀運輸支局